



# 保護者が知っておくべきインターネットトラブル対策

2023.5.2 高畠中学校PTA総会

弁護士 長岡 克典

# インターネット・スマホを使うには免許が必要？

- 危険がいっぱいのスマホを知識不足のまま持たせることは、**免許もないまま車を運転させるようなもの**。
  - 自動車の運転は、いきなり公道を走るのではなく、安全な教習所のコースで練習を重ね、仮免許取得後は指導者を伴って公道で練習を行い、最終的な実技試験を経てようやく行動で運転することができる。**インターネットも、訓練や経験を積まなければ危険が伴う**。
- 学校は、安全が確保され、安心して失敗ができる場所。つまり、学校は子どもに対し**安全配慮義務**を負っているため、重大な学校事故やいじめを防止するよう、学校ぐるみで対策をしている。
- ネット社会は、学校の外の社会であり、失敗が許されない不寛容な社会（個人情報への漏洩、炎上。犯罪の加害者にも被害者にもなる）。自動車の運転のような、訓練や経験を積む必要性が高い。
- 訓練させるのは、各保護者やPTA（や学校）。

〈参考文献〉「こころの科学211(2020.5) 子どものこころとインターネット」P12

# 教材（インターネットで閲覧できるもの）

- 総務省作成の【インターネットトラブル事例集】・・・最重要。すべての事例を子どもと一緒に何度も読み込んでほしい。[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/)
- 法務省作成の【大人への道しるべ】 「06.SNSは便利で怖い」「12.その動画、アップして大丈夫？」・・・漫画とクイズ。子どもと一緒に共有してほしい。 <https://seinen.go.jp/>
- 【#NoHeartNoSNS(ハートがなけりゃSNS じゃない!)】 <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>
- 国民生活センター【インターネットトラブル】・・・情報豊富。なるべく多くの記事を参照してほしい。[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/internet.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/internet.html)
- ネットニュース ……日々、インターネットトラブルについてネットニュースが報道されている。保護者がチェックし、子どもと共有することが重要
  - 法務省作成の動画「インターネット上の人権」  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html#10>
  - 人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」インターネット編 <https://youtu.be/WaBG41gvev4>
- ネットの危険から子どもを守るために保護者が知っておきたいこと <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/3.html>
- 【内閣府】フィルタリングについて  
[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet\\_use/filtering.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_use/filtering.html)

# 教材（書籍）

- ▶ 13歳からの「ネットのルール」誰も傷つけないためのスマホリテラシーを身につける本
- ▶ Q&Aでわかる 発達障害・知的障害のある子どものSNS利用ガイド
- ▶ こどもスマホルール
- ▶ ネット・SNSの危険から子どもを守れ!
- ▶ マンガでわかる! 小学生のためのスマホ・SNS防犯ガイド
- ▶ 教師が知らない「子どものスマホ・SNS」新常識 学校を変える可能性と危険性
- ▶ 子どものスマホ問題はルール決めて解決します
- ▶ こころの科学211(2020.5) 子どものこころとインターネット



# 加害者の親の損害賠償責任

- 子どもが概ね12歳以下（小学生以下）の場合
  - 子どもに責任能力がないため、他人に損害を加えた場合でも、子ども自身は賠償の責任を負わない（民法712条）。
  - その代わりに、子どもの監督義務者である親は、十分な監督義務を果たしていたことを証明しない限り、代わって責任を負う（民法714条）。
- 子どもが概ね12歳以上（中学生以上）の場合
  - 子どもに責任能力があるが、監督義務者（＝保護者）の監督義務違反と子どもの不法行為によって生じた結果との間に、相当因果関係が認められるときは、監督義務者に不法行為責任が生じるとして、監督義務者も責任を負うことがあり得る（最高裁判例）。
    - ① 子どもが不法行為をしたとき、親がそれを現認して（その場で見て）いて、直接の監督等が可能であった「**現認型**」
    - ② 子どもが不法行為に使った道具・手段（例えば凶器など）が親から子に渡されており、その用法の指示を怠った「**道具付与型**」
    - ③ 子どもが日頃から悪性癖を有していて、**補導歴や前科前歴・非行歴**等があり、他人に何らかの危害、損害を加える傾向があったのに、十分な監護や教育を怠った「**悪性癖型**」 ★実際に多い類型・・・**夜遊びの放置**含む
    - ④ 交通事故の場合に、**子どもが精神的・肉体的に運転に支障がある状態であったのに、運転を差し止めなかった**「**精神的・肉体的状態支障型**」 ★自転車事故
    - ⑤ その他、日頃から子どもの行状を把握しないで問題性に気づかなかった場合などの「**その他型**」

# 加害者の親の損害賠償責任への備え

## ～個人賠償責任保険～

- ▶ 個人賠償責任保険で子どもの日常の事故に対する補償ができる。
- ▶ 親が加入すれば、同居している子どもも補償の対象となる。
- ▶ 個人賠償責任保険は、自動車保険（任意保険）の特約としても加入できる。保険料は格安。
- ▶ 対象となる例 <https://www.sonpo.or.jp/wakaru/seminar/kaisetsu/009.html>
  - ① お店で、代金を支払う前に商品を落とし、壊してしまった。
  - ② 飼い犬を散歩中、飼い犬が他人をかんでケガをさせてしまった。
  - ③ 野球のバットを振っていたら、そばにいた人にケガをさせてしまった。
  - ④ 誤ってベランダから鉢植えを落とし、駐車中の他人の車にキズをつけてしまった。
  - ⑤ 自転車に乗っていて、歩行者をはねてしまった。
  - ▶ 自転車事故の賠償額は高額化しているので、個人賠償責任保険への加入は必須（医療保険がセットになった自転車保険でもよい）
- ▶ 対象外となる例
  - ① 故意の犯罪や悪ふざけ。
  - ② 他人への名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりしたといったケース
    - ▶ インターネットトラブルは原則として対象外
- ◆ 保険会社の商品によって、保険の内容に違いがあるので、保険会社に確認すること。

# ネットいじめ

- インターネットトラブル事例集 事例1「文字だけのコミュニケーションは意外と難しい!?!」  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/case/case01.html](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/case01.html)
- 学校はいじめの早期発見に力を入れているが、発生の予防（未然防止）が不十分。とくにネットいじめは、学校外の出来事でもあるため、対応が難しい。
- ネットいじめ予防のためには、人権やいじめ、文字だけのコミュニケーションの方法についての**学習の機会を増やす**必要。

【私が人権擁護委員として小中学生対象の人権教室で教えている内容】

## ➤ いじめ予防プログラム トリプルチェンジ

- ① **間違った考え方や思い込みを正しい知識に変える**「**考え方を変える**」
- ② いじめに直面した時どう対応したらいいのか考え実行する「**行動を変える**」
- ③ **全ての人にとって居心地の良い集団を作る**「**集団を変える**」
  - 公益社団法人 子どもの発達科学研究所 <https://kodomolove.org/>
  - 和久田学著『学校を変えるいじめの科学』
  - 科学でいじめを解決「10秒以内に約6割のいじめが止まる?」キーパーソンは“傍観者”【いじめ予防100のアイデア・第12回】 <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/35091?page=2>



# 考え方を变える(=人権の考え方を学ぶ →あらゆるトラブル回避の基礎知識)

- 人権とは、人間が人間らしく生きるために、生まれながらに持っている権利
- 「自分らしく生きる」=「**自分の生き方は自分で決める**」ということ(自己決定権)
  - 自由にものを考えること、感じること。自分のなりたい職業につくこと。自分の好きな人と結婚すること。学びたいことを学ぶこと。
- 人権の内容は**憲法**で定められている。表現の自由や職業選択の自由など。人権≒自由。一番大事な人権は、憲法13条の個人の尊重、**幸せに生きる権利**(幸福追求権)。
  - 憲法13条「すべて国民は、**個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求**に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
  - 人間はみな、自由にものを考え、話す人権をもっている。だから、自分と違う考えの人の自由も認めること(個人の尊重)が大事。
  - 自分が自由であるために、他の人の自由も同じように尊重すること。
  - 自分がされたくないことは、他の人にしないこと。



# 「みんな仲良く」(同調圧力)がネットトラブルの背景にある

- 「人権」と「みんな仲良く」は違う(矛盾する)ことがある。
  - ✓ 同調圧力で、同調しない人の自由(=人権)が奪われる。
- 人権は、人間は自分以外の人間全員とは分かり合えないし、仲良くできないし、自分の常識は他人には通じないことを前提にした概念。分かり合えない、仲良くできない、価値観が異なる人の自由も尊重する、いじめない、差別しない、というのが人権の考え(人権感覚)。
  - 自分と異なるものでも理解して、受け入れることが重要。
  - とくに、少数意見、少数者を尊重すること。
    - これができたら、ネットいじめはなくなる
  - ◆ 誰もが安心して自由に生きていける社会を実現するため。【人権を尊重する目的】
- ネットいじめ、スマホ・ネットを通じた悪ふざけなども、同調圧力・みんな仲良くという誤った考えに支配され、人権感覚を身に着けていないことが根本原因。

# 「思いやり」や「優しさ」ではネットトラブルは防げない

- 思いやり(優しさ)は誰かが誰かに与えるもので、与える側が決めるもの(パターンリズム)。⇔人権は、生まれたときから全員が持っているもので、一人ひとりが**権利の主体**。
- 「思いやり・やさしさ」型のアプローチは、人権に関わる問題を「**心の問題**」に矮小化している(←道徳の教科書)。⇔人権のアプローチは、さまざまな問題の背景となる**社会(学校やクラス)の仕組・制度を変える**ことを重視する。
  - **いじめ予防プログラムトリプルチェンジ②「行動」を変える ③「集団」を変える**
- 人権、個人の尊重、多様性への理解は、**意識して学習**しなければ身に付かないもの。自分の中の**差別の意識を、学びと経験、知識や努力によって必死に乗り越えて、初めて得られるもの。無意識に身に付くような簡単なものではない。**★インターネットトラブルの予防策も同じ!
  - 単に「思いやりの心を持ちましょう」「周りの人に親切にしましょう」「優しくしましょう」とお題目のように唱えるのではなく、**知識(・スキル)を身に付け、偏見を乗り越えるための学び**を意識して重ねていかなくてはならない。それがまさに、憲法12条にある(自由や権利を守るための)「国民の不断の努力」。
  - ✓ たとえば、**アンガーマネジメント(6秒ルールやアイメッセージ)**。会社ではパワハラのは加害者、学校ではいじめの加害者、家庭では児童虐待の加害者になること、そして**ネットトラブルを防ぐ技術**。
  - ✓ **CAPプログラム**・・・子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。やめて!と言う、逃げる、大人に相談するの3本柱。

# 悪ふざけなどの不適切な投稿

## ～被害者にも加害者にもならないために～

- 総務省 インターネットトラブル事例集 事例14  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/case/case14.html](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/case14.html)
- 飲食店での迷惑動画
  - 《寿司に消毒スプレー噴射》“史上最悪の迷惑動画”の中学生が「他の迷惑行為も発掘」され...終わらぬ特定地獄 <https://news.yahoo.co.jp/articles/c412149045194fc27a3323324bf5d9a5a98f7d05>
  - スシロー、高校生による迷惑動画事件の現状と防止策を公表 <https://www.corporate-legal.jp/news/5151>
    - ・ 迷惑行為をした少年とその保護者からは1月31日に謝罪を受けたということだが、警察に提出した被害届は取り下げず、引き続き刑事・民事の両面で厳正に対処している。
  - 裁判となり、**業務妨害**を理由に数十万円～数百万円の**損害賠償**が命じられる可能性がある。
- 迷惑系ユーチューバーの動画や、人を困らせるような悪質動画・迷惑動画を見て笑っていたとしたら、「おもしろい」の感覚が少しずれている可能性も。価値観のズレが大きくなる前に、本当におもしろいものは何か、迷惑行為をしていいのか、親子でよく話し合ってみること。

〈参考文献〉『マンガでわかる! 小学生のためのスマホ・SNS防犯ガイド』P125



# 脅迫めいた投稿は悪意がなくてもダメ!

## ～被害者にも加害者にもならないために～

- 総務省 インターネットトラブル事例集 事例5  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/case/case05.html](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/case05.html)
- ▶ 脅迫や犯行予告は、「悪ふざけ」「冗談のつもり」ではすまされない。
- ▶ 脅迫は脅迫罪、犯行予告は業務妨害罪という**犯罪になる**ため、警察が動く。
- ▶ **匿名でも発信者が特定できる。**
  - ▶ 2022年改正法により、簡易・迅速に発信者が開示されるようになった。
  - ▶ 保護者が**損害賠償責任**を負う可能性がある。
- 総務省 インターネットトラブル事例集 事例16  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/case/case16.html](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/case16.html)
- ▶ 友人・知人だけでなく、有名人の誹謗中傷はしてはならない。
- ▶ 名誉毀損罪・侮辱罪という**犯罪になる**ため、警察が動く。
- ▶ 名誉毀損を理由として保護者が**慰謝料請求**される可能性がある。
  - ▶ 政府動画「SNSの誹謗中傷～あなたが奪うもの・失うもの～#NoHeartNoSNS」  
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg21546.html>



# 犯罪から子どもを守る

- ◆ 子どもが犯罪に巻き込まれる件数（被害児童数）が圧倒的に多いのはTwitterとInstagram（2021年）。性犯罪の被害が圧倒的に多い。
  - 子どもを狙うSNS被害は年間2,000件前後。サイバー犯罪から守る方法を大学教授に聞く  
<https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2023/85598/childcare>
- ◆ ゲームやTikTokで子どもが狙われる
  - 小4女児誘拐 容疑者がゲームで連絡、会う約束したか（2020.9.5朝日デジタル）  
<https://www.asahi.com/articles/ASN95219XN95ULOB001.html>
  - 大阪小6女児誘拐も...「荒野行動」等オンラインゲームによる出会い系被害はなぜ起きるのか（2019.11.27）  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/takahashiakiko/20191127-00152626>
  - 女児略取、わいせつ容疑 逮捕の男、TikTok利用？（2020.9.9朝日デジタル）  
<https://digital.asahi.com/articles/ASN9966B6N99UTIL02T.html>
- ◆ 位置情報共有アプリ
  - 位置情報共有、潜む危険 安易な「友達承認」で被害（2020.12.7日経新聞）  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66963710T01C20A2SHB000/>
    - 女子高生が20代の男2人に乱暴された事件。

〈参考文献〉『教師が知らない「子どものスマホ・SNS」新常識 学校を変える可能性と危険性』P66

# 犯罪から子どもを守る

## ◆ 位置情報共有アプリ（Zenlyなど）の危険性

- **プライバシー侵害** 位置情報を共有することで、第三者に自分の居場所が知られてしまう可能性。
- **精神的ストレス** 位置情報共有アプリを使うことで、友人や家族からの監視や**束縛**を感じることがあり、精神的なストレスを感じる。
- **ストーカーやデートDVに注意** ※DVの本質は**支配** →束縛（支配）する関係は危険
  - 「GPSでパートナーを監視」ストーカーやデートDVに発展する懸念  
<https://wezz-y.com/archives/86503>
  - デートDVとは何か、どうすれば予防できるかについて、各家庭やPTA・生徒会で学ぶことが必要

# 犯罪から子どもを守る

## ～児童ポルノ被害～

◆ 児童ポルノ被害、昨年1487人の4割が自画撮り 警察庁まとめ【2023.3.9朝日新聞】  
<https://digital.asahi.com/articles/ASR3933J2R38UTIL00L.html>

- 昨年の1487人のうち38・8%は自ら撮影した画像で被害に遭っていた。ほかに、盗撮による被害が16・9%、買春や淫行の被害の際に撮られたのが15・7%、強制性交等や強制わいせつなどの被害の際に撮られたのが9・6%だった。
- 昨年は10代が44・1%を占め、20代が22・6%、30代が15・0%、40代が11・1%など。13年は30代、20代、10代の順に多かった。10代の割合は22・7%から10年間で倍増している。
- 10代の約6割が高校生、2割強が中学生だった。10代の違反内容別では、盗撮や画像を送らせるなどの「製造」が40・2%と最多。ネット上などにさす「公然陳列」が39・6%あり、その多くが男子で、自分の画像をのせるケースが目立つという。警察庁は「子どもが被害者にも加害者にもなっている」と指摘する。
- 一方、SNSを通じて知り合った相手から犯罪の被害に遭った子どもは昨年は1732人で、ほぼ横ばいだった。強制性交等や強制わいせつの被害の増加が目立つ。
- 最初に投稿したのは74・9%が子ども側で、加害者側は16・9%だった。子どもの最初の投稿内容は、「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好(しこう)」「友達募集」「日常生活」「オンラインゲームの友達募集」で半数以上を占め、「援助交際募集」「出会い目的」など犯罪に巻き込まれやすいと思われる内容より多かった。
- 加害者と知り合ったSNSは、ツイッターが625人、インスタグラムが417人と多い。知り合ったあと、犯罪に関するやりとりをしたのは、LINEが591人と多く、ツイッターが281人、インスタグラムが194人だった。

# 犯罪から子どもを守る

## ～児童ポルノ被害～

裸の「自撮り」入手後、不正アプリで情報抜き取り「家族や友達に送る」と金品要求  
【2022/04/13読売新聞】 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20220413-OYT1T50120/>

- 10歳代の男性は昨年8月、出会い系サイトで知り合った女性に求められ、自身の下半身が映った動画をSNSで送った。
- 女性から「私のも見たかったらこれを入手して」と促され、指示されたアプリをインストールすると、文面が急変。「(男性の)動画を親族や友達に送りつける。嫌なら金を払え」とのメッセージが送られてきた。
- 女性側に伝えていないのに、男性がスマホの電話帳に登録する親族の電話番号も示されていた。
- 個人情報抜き取る不正アプリが使われたとみられる。不正アプリをインストールすると、遠隔操作などで電話番号やメールアドレスなどを抜き取られてしまう。



# 犯罪から子どもを守る

## ～児童ポルノ被害～

- 自撮りの「裸」つい友だちに転送...児童ポルノ拡散相次ぐ【朝日新聞 2017.7.30】
  - 悪ふざけではすまない。児童ポルノ法違反という犯罪となる。※次のスライド参照
- 「写真送らなければ自殺」少女に裸の自撮り送らせた疑い【朝日新聞 2017.10.3】
  - 同世代のふりをして(なりすまし)被害者から学校名や氏名などの個人情報や悩みを聞き出し、「ばらすぞ」と脅して画像を送らせる手口が多い。
    - 法務省人権啓発ビデオ「インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために」【下着姿の画像を送信してしまった事例】 <https://www.youtube.com/watch?v=SPToe-LhM9U&list=PLSmkcN62qni5Xlo3lhZ7CEnLTgOkR9xk4&index=11>
  - 『知らない人にはついていかない』というのはネットでも同じ。見知らぬ人に個人情報を伝えてはいけない。画像がネットに流れれば回収は難しく、被害が続く。
- ✓ 【対策】 インターネットトラブル事例集 「ネットで知り合った人」とのやりとりについて真剣に考えてみよう [https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/case/case03\\_more02.html](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/case03_more02.html)
  - 日ごろよく使うSNSの“プライバシー設定”を適切にしておく。
  - 親子で話し合っ、SNSの「ここまではOK」「ここからはNG」というルールを決めておく (DMのやりとりはしない、個人的なことは書かないなど)

# 犯罪から子どもを守る

## ～児童ポルノ被害～

- 児童ポルノは、児童の性的搾取につながる可能性があるため、法律によって厳しく取り締まられており、所持・製造・提供・公然陳列などの行為が犯罪にあたる。
- 児童ポルノ写真を子ども自身が撮ったり送ったりしたら**子どもが犯罪者に**、友だちが撮ったり送ったりしたら**友だちが犯罪者**になってしまう。 ※児童=18歳未満
  - ただし、児童ポルノを製造・提供した子ども自身は、現実には取り締まられていない
- 児童ポルノが(送信した相手を通じて)ネットに流れると、不特定多数の人に広がり、後から**削除**することはほとんど不可能。→**取り返しがつかない!**
- **自分の裸や下着姿をスマートフォン等で撮影してはならない。**
- 面識のない者(SNSの相手等)はもちろん、**交際相手、友達等の信用している相手であっても**、自分の裸や下着姿の写真を送ってはならない。
- **保護者が子どもに、PTAから生徒会に、「犯罪の加害者にも被害者にもなる深刻な問題である」という正しい知識を提供することが重要。**
- ✓ 「自画撮り被害」抑止機能を備えたアプリ、東京都が推奨【2021.7.28Impress Watch】  
<https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/1340758.html>

# ネットで身に覚えのない請求が

## ◆ 本当に身に覚えのない請求なら

- **架空請求 (=詐欺)**なので、**無視**すること。絶対に連絡してはならない。連絡すると、個人情報を与えることになるから。
- ✓ 「利用した覚えのない請求 (架空請求)」が横行しています [国民生活センター2023年1月31日:更新] [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/kaku-seikyu.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kaku-seikyu.html)

## ◆ 子どもが勝手に課金したり、高額な買い物をした場合

- ✓ 未成年の子どもがスマホゲームで高額課金してしまった! [国民生活センター2021年10月8日:公表] [https://www.kokusen.go.jp/t\\_box/data/t\\_box-faq\\_qa2021\\_16.html](https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2021_16.html)
- 契約を取り消せる可能性があるので、上記サイトを確認した上で、一日も早く、**消費生活センター**に相談を!
- **トラブル防止策**
- ✓ 「スマホを渡したただけなのに...」「家庭用ゲーム機でいつの間に...」子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには? [国民生活センター2021年8月12日:公表] [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812_2.html)



# ルール作り

- 自由放任も、ガチガチに縛るのもNG! 子どもが初めて補助輪を外して自転車に乗るときみたいに、そっと後ろから支えてあげる「**家庭のルール**」が必要です。
- おもわぬ落とし穴にはまって、**いじめや犯罪の加害者、被害者にならないように**、安心安全、賢くスマホが使える練習をしましょう。
- 子どもは自転車に初めて乗るときに、転んだり、倒れたりして痛い思いをして覚えながら次第に乗りこなしますが、「**ネット依存」「自画撮り被害」「誹謗中傷」「ネットいじめ**」などの**ネットでの失敗は子どもの一生を左右します**。「スマホやネットを自由に使わせ、失敗から学ばせろ」、つまり100パーセント自由派には断固反対です。100パーセント自由派はカッコよいですが無責任です。
- 「スマホやネットは危険だから大人になるまで使わせない」、つまり絶対ダメのゼロ派も無責任です。**今の時代にスマホやネットを使いこなせないことは大きなハンデ**です。スマホネイティブ世代には、ネットもリアルも両方大切です。そういう時代の作法や流儀、対処を身に付けていくことは、もはや「**品格**」です。
- これからの時代は、ネットを「**品格を持って」「正しく怖がり賢く使う**」、そういう姿勢が求められます。100でもゼロでもなく、30か、50か、80か、**大人と子どもで試行錯誤していくしかありません**。残念ながら、歴史上のどこにも、世界中のどこにも、この経験の答えはありません。私たちが作っていくのです。

〈参考文献〉『こどもスマホルール』はしがきより引用・・・ルールの作り方、ルールの運用方法などが詳しく載っているので、ぜひ参考にしてほしい。 <https://bookpub.jiji.com/book/b602594.html>



# 家庭環境よりも友だち環境が人権感覚に大きな影響を与える

- ▶ 行動遺伝学の研究によると、性格・集中力・やる気・自尊心・勤勉さ・行動・学歴・収入・精神疾患などに**家庭環境**が与える影響は少なく、①**遺伝の影響**と、②**家庭外の学校環境、友だち環境**（学童など学校外の友だち環境を含む）、**地域環境の影響**が大きいことがわかってきている。大まかに言うと、**遺伝50%、家庭外の環境30%、家庭環境20%**
- ▶ 並外れた才能も**犯罪傾向**も、今では遺伝的な要因が大きいことがわかっている。環境的な要因も影響もあるが、家庭環境より**友達付き合い**の影響が大きい。
  - ▶ ただし、**マルトリートメント（不適切な養育）**は、**子どもの脳の発達を阻害し、長期的な影響を与える**（暴力を振るう、暴力の犠牲になる、うつ病、喫煙、肥満、リスクの高い性行動、アルコール依存症）。⇒家庭環境も重要
- ▶ 自分の子どもにだけルールや人権感覚を教えようとしても不十分で、**友達付き合いの中でルールや人権感覚を習得**できるようにする必要がある。

- 【遺伝率一覧表】知識社会における「遺伝ガチャ」の真実 知能だけでなくやる気や集中力にも遺伝が影響 <https://www.moneypost.jp/824125>

- 残酷な「遺伝の真実」あなたの努力はなぜ報われないのか <https://gendai.media/articles/-/53474?imp=0>

- 行動遺伝学の新展開 [http://www.ethics.bun.kyoto-u.ac.jp/wp/genome/genome96ando/?fbclid=IwAR0IDNrv-CuuVDz82ZZnTXV7GkZzmuJ3hP9Vo6TLhQUBQ8\\_elJqbkwuZUbc](http://www.ethics.bun.kyoto-u.ac.jp/wp/genome/genome96ando/?fbclid=IwAR0IDNrv-CuuVDz82ZZnTXV7GkZzmuJ3hP9Vo6TLhQUBQ8_elJqbkwuZUbc)

- 「行動遺伝学からみた効果量-遺伝子と環境はどのように個性を生み出すか-」 <https://core.ac.uk/download/pdf/71790272.pdf>

# PTAの役割

- 個々の保護者が各家庭でルール作りなどに取り組むだけでなく、PTAが組織的に、子どもたちの友だち環境、つまりクラス・学年・学校全体の考え方、行動、集団を変える必要がある。
  - ・ 今回の研修会はスタートライン
  - ・ 今後は、PTA役員が中心となり、あるいは、一般会員も自由にボランティアで参加できる体制を作って、継続的に話し合っ、ルールの策定と運用をしてはどうか。
  - ・ PTAが子どもに一方的にルールを押し付けるのはよくないので、生徒会や各クラスで子どもたちの意見を聞いて、PTAと生徒(会)が協力してルールの策定と運用をするのが望ましいのではないか。
  - ・ 冒頭で紹介した教材を活用して、具体的な事例をもとにルール作りをするとよい。
- 家庭のルール(各家庭での取組)と学校のルール(クラス・学年・学校での取組)を互いに循環させる。
  - まずは各家庭での取組を情報交換するところから。
  - LINE公式アカウントなどITツールも活用してほしい。